

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

松江市上下水道局建設工事中間前金払等の手続きの特例について

令和3年2月2日 松江市上下水道局

現在、松江市上下水道局建設工事請負代金中間前金払制度実施要領に基づき、中間前金払を選択した場合は年度末の部分払いの特例を設けているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う工事の一時中止等による受注者の資金繰りの悪化への対応として、下記のとおり特例を設けることとしましたので、お知らせします。

記

I. 対象工事

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う工事の一時中止等を実施したことにより、年度内に完成することができず（債務負担行為に係る契約においては当該年度の出来高予定額に達せず）、繰越が予想されるもので、一時中止等を実施した時点で請負代金額の3分の2以上に相当する工事出来高があるもの。

II. 松江市上下水道局建設工事請負代金中間前金払制度実施要領の特例について

1. 特例内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う工事の一時中止等を行った時点における出来高に対する部分払いを行うことを可能とする。

2. 部分払いの算定方法

・単年度工事の場合

部分払金額 ≤ 工事出来高金額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額) - 中間前金払金額

- ・債務負担行為に係る工事の場合 部分払金額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額) × (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

3. 対応方法

双方協議の上、変更契約により対応する。

4. 留意事項

- ・ I. 対象工事に記載の「繰越が予想されるもの」とは具体的には契約期間に一時中止等の措置による期間を加算すると繰越となると想定されるものである。
- ・ 本通知に基づき、部分払いを行った案件については速やかに繰越手続きを行うこと。
- ・ 本通知に基づく部分払いについては松江市上下水道局建設工事請負代金中間前金払制度実施要領 1.(4) 及び 1.(5) に基づく年度末の部分払いを妨げない。

Ⅲ. 出来形検査の特例について 1. 特例内

容

- (1) 中間検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間検査結果をもって、出来形検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 設計図書で部分払いの対象として指定していない工事材料及び工場製品についても部分払いの対象とすることができる。この場合、工事材料については工事現場に搬入したもの、製造工場等にある工場製品については検査に合格したものとする。
- (3) 検査実施時点でコンクリートの型枠が取り外されている場合は、コンクリートの品質確認を1週強度試験結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

2. 留意事項

- (1) 出来形検査に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。
なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (2) 出来形検査においては、提出対象とするもの以外の工事関係書類は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わないものとする。
- (3) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。